

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策
専門科目	憲法

次の 2 問の両方について解答せよ。

一 地方議会による懲罰議決（地方自治法第 134 条）はその効力を裁判所で争うことができるか、論じよ。

二 以下の場合について、憲法上の問題を指摘して論じよ。

Y は、小樽市で公衆浴場を経営する株式会社であるが、小樽港から入国するロシア人船員らが土足で入場する、浴室で飲酒する、身体に石鹸を付けたまま浴槽に入るなどの迷惑行為をすることが多く、当該迷惑行為者に注意をしようにも、言葉が通じないため十分な意思伝達ができないことが多かった。そのため、他の利用者から苦情が相次ぎ、利用者が日に日に減少した結果、Y は経営に支障をきたすようになった。そこで、Y は、外国人の利用を拒否するとの方針を決め、正面玄関に「JAPANESE ONLY」と記載した看板を掲げた。

ところで、X は、かつてアメリカ国籍を有し、その後日本国籍を取得した者であるが、Y の経営する公衆浴場を利用しようとしたところ、これを拒否されたため、Y を相手として不法行為に基づく損害賠償を請求する訴訟を提起した。

以 上